

平成19年度 第2回四国地方整備局事業評価監視委員会の開催結果（速報）

1. 日 時：平成19年12月21日（金） 13：30～16：00

2. 会 場：高松サンポート合同庁舎 低層棟2階アイホール

3. 出席者

委員：柏谷委員長、井原委員、大年委員、谷口委員、那須委員、松根委員
四国地整：局長、次長兼総務部長、企画部長、河川部長、港湾空港部長、
営繕部長、用地部長、道路調査官 他

4. 議事内容

・再評価審議

- 1) 吉野川直轄河川改修事業（大麻箇所）
- 2) 吉野川水系 直轄砂防事業（吉野川上流域）
- 3) 一般国道56号 五十崎内子拡幅
- 4) 高松港海岸直轄海岸保全施設整備事業（高潮対策）

・事後評価審議

- 1) 吉野川直轄河川改修事業（市場箇所）
- 2) 肱川直轄河川改修事業（白滝箇所）
- 3) 一般国道55号 元改良

・報告事項

- 1) 那賀川水系河川整備計画

5. 審議結果

・再評価対象事業について審議した結果、以下の結論を得た。

- 1) 吉野川直轄河川改修事業（大麻箇所）
「事業継続」とする事業者の判断は「妥当」である。
- 2) 吉野川水系 直轄砂防事業（吉野川上流域）
「事業継続」とする事業者の判断は「妥当」である。
- 3) 一般国道56号 五十崎内子拡幅
「事業継続」とする事業者の判断は「妥当」である。
- 4) 高松港海岸直轄海岸保全施設整備事業（高潮対策）
「事業継続」とする事業者の判断は「妥当」である。

・事後評価対象事業について審議した結果、以下の結論を得た。

- 1) 吉野川直轄河川改修事業（市場箇所）
「事業の効果は発揮されており、今後の事後評価と改善措置は必要ない」とする事業者の判断は「妥当」である。
- 2) 肱川直轄河川改修事業（白滝箇所）
「事業の効果は発揮されており、今後の事後評価と改善措置は必要ない」とする事業者の判断は「妥当」である。
- 3) 一般国道55号 元改良
「事業の効果は発揮されており、今後の事後評価と改善措置は必要ない」とする事業者の判断は「妥当」である。